

平成 26 年 10 月 6 日

会員各位

(公社) 京都府宅地建物取引業協会 第一支部
支 部 長 杉 浦 誠
専門研修・啓発部長 大東 慎吾
専門研修・啓発副部長 吉田 茂家

平成 26 年度 第 2 回 第一支部 ハトマーク研修会のご案内

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さてこの度、平成 26 年度 第 2 回 ハトマーク研修会を下記の通り開催致します。
今回は税理士・経営戦略コンサルタントの塩見 哲氏に不動産相続対策の極意を詳しく講演をして頂きます。是非、皆様お誘い合わせの上、多数ご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時 平成 26 年 11 月 14 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
(受付 午後 1 時～)

場 所 京都市北文化会館 2F ホール TEL 493-0567
北区小山北上総町 49 の 2 キタオオジタウン内
【交通アクセス】市営地下鉄 北大路駅下車 (出口 1 番)
市バス 北大路バスターミナル下車

～研修テーマ～

1. 「不動産キャリアパーソンについて」DVD 上映 (約 20 分)
2. ～不動産相続を知るための第一歩～
「民法と税法の相違点からみる不動産相続対策の極意」(約 100 分)
講師：ダンコンサルティング(株) 代表取締役
税理士・経営戦略コンサルタント 塩見 哲氏

法定相続人と相続人の違いを知っていますか。民法には法定相続人と云う言葉はありません。なぜ相続税の申告期限は 10 ヶ月なのでしょう。相続財産の範囲も相続財産の評価も民法と税法は違うため理解していないと争族を生み出しかねません。死因贈与は民法では贈与ですが、それでは税法では贈与税が課されるのでしょうか。債務相続でも民法と税法の取り扱いの違いが生じているのです。相違点の大きなポイントが 6 つあります。この 6 項目を理解しておくだけで不動産相続の第一歩をクリアしているといえます。

※ IC カードでの受付となりますので、ご持参ください。

※ 尚、準備の都合上、出欠のご連絡は 10 月 31 日 (金) までお願い致します。

支部合同事務局 FAX 417-0008 TEL 417-0007

※「受講優良会員」(ステッカー)はハトマーク研修会年 2 回以上受講された会員に交付されます。

◆ 11 月 14 日 (金) 第一支部 第 2 回ハトマーク研修会に ◆

出席致します

欠席致します

商 号

出席者氏名

出席者氏名